

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開

2019年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されました。当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）のいずれかを取得していること
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていることという3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公開制度や自社のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、当社における処遇改善に関する具体的な取組（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

事業所名	サービス種類	事業所番号
ケアプランニング結い	訪問介護	1372001501
ケアプランニング結い杉並	訪問介護	1371501568
結いの家・みかんの木	地域密着型通所介護	1375400627

加算の取得状況 各事業所共通

特定事業所加算 なし、 処遇改善加算Ⅰ、 特定処遇改善加算Ⅱ

職場環境等要件等、賃金改善以外の改善内容

- ・入職促進に向けた取組
他業種からの転職者、主夫層、中高年者等、経験者、有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援
研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動
- ・両立支援、多様な働き方の推進
職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正社員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
- ・腰痛を含む心身の健康管理
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
- ・生産性向上のための業務改善の取組
業務手順書の作成や、記録、報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
- ・やりがい働き甲斐がいの醸成
ミーティング当による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善